

四日市市告示第277号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項の規定により、物品売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 収納の事務を委託する物品売払代金

(1) 四日市市史及び四日市市史研究販売業務委託契約に基づく市史等の売払代金

2 収納の事務を行うもの

(1) 名称 北洞書店

住所 四日市市北町5-1-1

(2) 名称 株式会社白揚ブックセンター

住所 四日市市十七軒町1-2-1

3 委託期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

(総務部総務課)